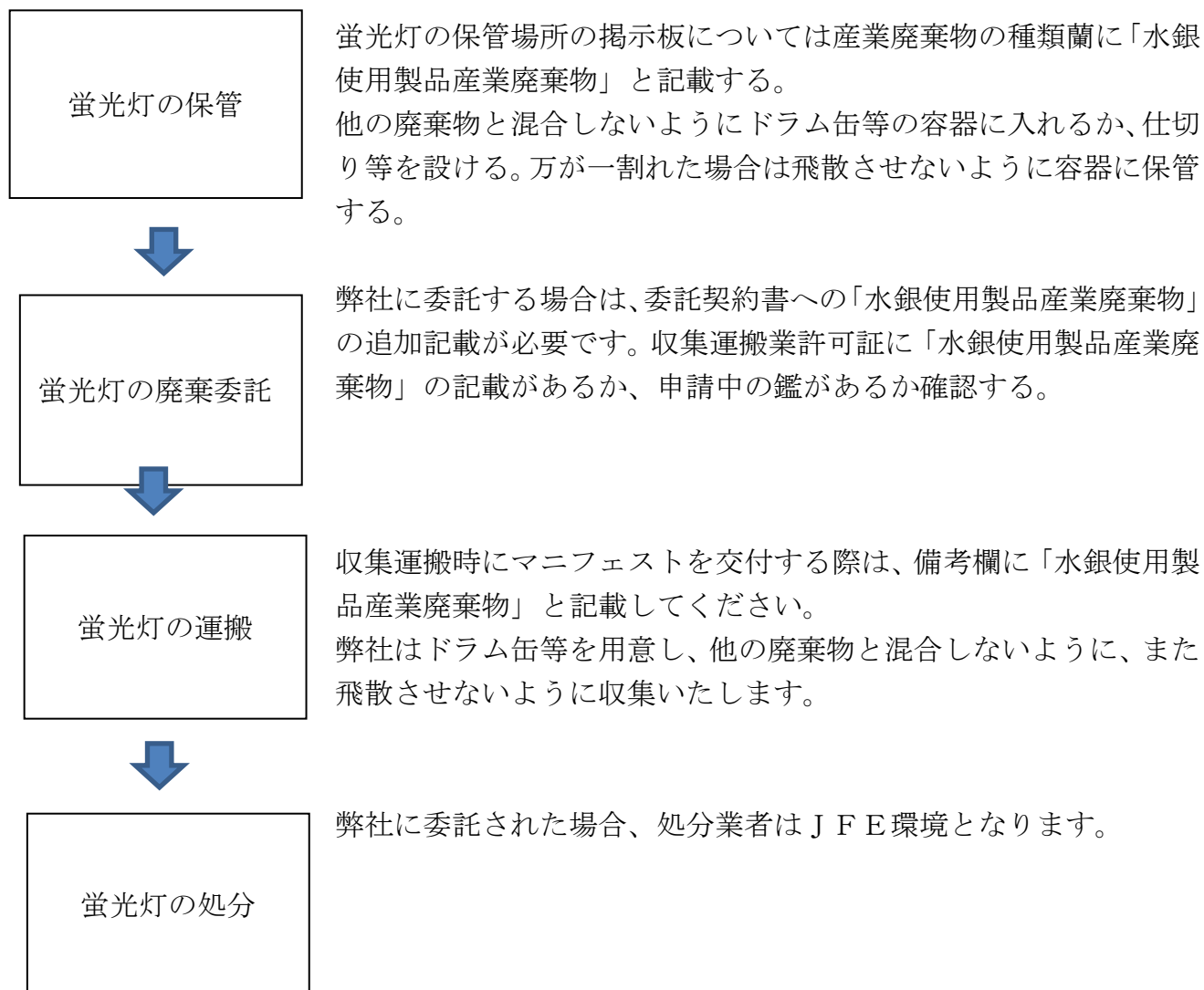


平成 29 年 10 月 1 日から、廃蛍光灯の取扱いが変更になります。

以下、その変更点についてご説明いたします。

対象となる蛍光灯は直管、環形、コンパクト形（品番の頭のアルファベットがFのもの）
（水銀の含まれないLEDは対象ではありません）



※尚、収集運搬業許可証・処分業許可証への「水銀使用製品産業廃棄物」の記載については、平成34年9月30日まで猶予期間があることもお含みおきください。